

令和7年度憲法週間行事

“もっと検察庁を知ろう”

# 検察官職業体験プログラム



お子様から大人の方  
まで楽しく学べるイ  
ベントです！

法務省広報（ほうむSHOW編集  
局）公式マスコットキャラクター  
「ももジャン」



**5/10（土） 9:15～12:00（受付8:45開始）**

●プログラム 検察庁の業務説明・庁舎見学・模擬取調べ体験（※）・質疑応答

※模擬記録を使用して、参加者が検察官役となり、被疑者役を相手に取調べを体験するプログラムです。

- ◇ 場 所 高松地方検察庁  
高松市丸の内1番1号（高松法務合同庁舎4階）
- ◇ 申込方法 電話又はメールによる事前予約制（募集人員20名程度）
- ◇ 受付期間 令和7年4月25日（金）まで  
（土日、祝日を除く8時30分から17時15分まで）
- ◇ 申 込 先 高松高等検察庁企画調査課
  - ・ 電話 087-821-5631（内線2236）
  - ・ メールの場合は、①氏名（ふりがな）②年齢③職業④電話番号を記載の上、  
アドレス（ppo55-koho2025.k2w@i.moj.go.jp）に送信

お申込みフォーム





## 業務説明

検察庁が、どのような仕事をしているかをまとめたDVDを見てもらいました。

その後、パワーポイントを使用して、高松地検管内の検察庁の状況、事件受理・処理状況、裁判員裁判の状況を説明しました。

警察と検察の違いや、検察庁の様々な取組（被害者支援、再犯防止）について理解してもらえたことと思います。



## 庁内見学

**2班に分かれて庁内見学を行い、証拠品庫や記録庫の説明をしました。**

**証拠品庫は、警察等の捜査機関から検察庁へ送致された事件の証拠品を受入れ、保管している場所です。**

**証拠品の現物をお見せすることはできませんが、一般の方が普段目にするもののない散弾銃等の写真を掲示し説明を行いました。**

**記録庫は、刑事事件記録を収納している場所で、種類ごとに保管期間が決まっています。**

**裁判書のコピーを掲示し、「毛筆手書き・縦書き」から「パソコン・縦書き」へと変化してきた時代の流れを実感してもらいました。**





## 使用器具類説明

検察庁で使用している器具類（手錠、防刃チョッキなど）について、現物を見せて、手に取ってもらいながら説明しました。

検察庁で最も使用する器具は手錠ですが、刑事ドラマで見るような銀色の重い鉄製ではなく、最近では、材質も重量も変更されています。

そういったことをリアルに感じられ、面白いと思ってもらえたのではないのでしょうか。





## 模擬取調べ

**2班に分かれて行いました。**

**参加者十数名が検察官役となり、検事が扮した被疑者1名を取り調べるスタイルで行いました。**

**それぞれの参加者が、検察官になりきって、鋭い質問を繰り出して追及したり、家族のことを考えてあげるよう説得しており、最終的には罪を認めて反省しました。**



法教育マスコットキャラクター

ハウリス君



## 質疑応答

別室に移動して、全員で模擬取調べの感想・講評、質疑応答が行われました。

質疑応答は、参加者からの質問に高松高検・地検の検事が答えるという形で進められ、参加者からは「検事は法廷に行くとき、なぜ風呂敷を使うのですか」など、多くの質問がなされていました。

最後に、高松高検総務部長から閉会のあいさつがあり、本イベントは終了しました。

半日という短い時間でしたが、このイベントが、検察庁の業務をより知っていただくきっかけになれば幸いです。ぜひ、次回のイベントに参加して、体験してみてください。

ありがとうございました

